

建設経済常任委員会（12月7日）

開会（9：12）

○鈴木（浩）委員長 ただいまより建設経済常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は14件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、水道部、水産部、経済産業部、都市政策部、建設部、環境部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

水道部の議案の審査に入る。

議第65号「平成29年度焼津市水道事業会計補正予算（第1号）案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

1つだけいいですか。確認で、今、総務課長のほうから、アセットマネジメントの策定と、それから管路耐震化更新計画の策定が、今回、特別交付税措置でもって採択されて、一般会計からこっちへ入ったということなんですけど、そもそも平成29年度でこの計画を策定するという予定があったんですか。それとも、採択されて、お金が入ってくるので急にやるみたいなの、そういう感じですかね。

○杉浦水道総務課長 今回、11月補正に行うのは、経営戦略に要する経費に係る特別交付税措置について、平成29年度の当初予算編成時に詳細な条件、適用範囲等が確認できておらず、当初予算計上できるに至りませんでした。平成29年度に入り実施された地方公営企業に係る地方交付税算定に係る調査、地方公営企業に対する繰出金等の調査についてにより、地方交付税措置の対象となることが確認できたものですから、調査報告後の補正予算を今回お願いするというものであります。

○鈴木（浩）委員長 わかりました。

○渋谷委員 ちなみに、補助率はどんな感じですか。

○杉浦水道総務課長 一般会計から水道会計に繰り出すものが2分の1で1,000万円の半分の500万円、地方交付税措置で措置されるのが市のほうへ250万円となっております。

○渋谷委員 ちょっとこれ、確認。そうすると、1,000万円の費用、予算でやるわけでしょう。それで、500万円が市から来て、その500万円のうちの250万円が交付税ということでしょう。ということじゃんね。

○杉浦水道総務課長 はい。

○渋谷委員 そうすると、その500万円って、やっぱり市から補正を組まないと、補助2分の1、250万円は出てこないということ。

○杉浦水道総務課長 市のほうから、一般会計からうちのほうに500万円、上限が1,000万円で、対象事業は1,000万円以上の経費なので、その500万円が一般会計から水道会計に入ります。市のほうは、その半分の2分の1が交付税措置で250万円入るんですけど、ほかにもいろんな対象事業があるので、収入のほうですよ。

○渋谷委員 うん。

○杉浦水道総務課長 そのほうは、一般会計のほうは2月に補正をするというほうにちょ

っと聞いております。

- 渋谷委員 というのは、結局、市がそういった事業をやるということで申請して、そうになって、じゃ、ほかのものもやるから、500万円を市は、要は補正を組むというのは、基本的に、補正を組まなくたって500万円の金はあるわけじゃんね、水道部には。なもので、そのところのからくりがよくわからないんだけど。要は、ほかのところもあってやるから、補正の500万円を出すの。要は、そうしないと250万円は出てこないって、こういうことになるのか。そのからくりがよくわからない。
- 杉浦水道総務課長 今回、水道の対象事業がこの2つにわかったものですから、水道は水道として、一般会計から水道事業への繰出金ということの出の予算を組んでもらって、それをうちのほうで入れるということで、他が影響してとか、そういういろんな対象事業、経営戦略に関していろんな事業があると思うんですけど、その中の1つとして水道も該当することになったので、水道も手を挙げたというか、もらうようになったということになります。
- 渋谷委員 いや、もらうことに全然問題はなくて、いいんだけど、事務処理上のところで、500万円の補正を組むという必要性がどこにあるのか。というのは、補正を組んでやることによって、その250万円は出てくるという解釈でいいの。そのところがよくわからないんだ。何も500万円の補正を組まなくたって、やろうと思えばできるわけじゃんね、当然。だから、そういった事務処理をするということは、要は250万円をもらうためのものじゃんね、当然。
- 杉浦水道総務課長 市のほうで交付税措置を受けるということで、入りの補正は2月にやるんですけど、前もって繰り出しするための補正を組んで、その入りを受けるということでやっているんですけど、何でと言われると、先ほど説明した交付税、当初の予算にそうやって上げてあればよかったんですけど、平成29年度当初予算時に該当かどうかわからなかったのが、今回判明したので、その科目がないので、補正予算を組んで事務処理をしたということでございます。
- 渋谷委員 年度当初から500万円の予算を組んであれば……。
- 杉浦水道総務課長 問題はない。
- 渋谷委員 それで、もう一つ、要は補助率が2分の1で、それで、事業が1,000万円じゃんね。市の予算を500万円使うから250万円が出てくるの。ということじゃんね。だから、これは、企業会計で処理しているから、市の本予算じゃないと2分の1、要は500万円の2分の1が出てこない、こういうことでもいいのかな、解釈は。
- 杉浦水道総務課長 交付税措置の規定がもう2分の1を、地方交付税措置の内容で対象経費の2分の1について一般会計から繰り出せますよと、それに当たっては、その2分の1について国のほうで地方交付税措置で措置しますので、積極的にそういった経営基盤の強化に係るための経営戦略を進めてくださいねという、そういう趣旨のもの制度なので、その制度に基づいてやっています。
- 渋谷委員 説明の途中だけど、何を聞いているかというのと、それだったら、初めから市のほうの予算を1,000万円にしておけば、500万円もらえるんじゃないかって、ただそういうふうに思ったもんで。だから、水道企業、水道のやつを、アセスメントをつくるのは、市の予算、市というか、1,000万円を使うよと、要は500万円もらえるんじゃないか

って、ただ単純にそう思っただけで、何で500万円なのかという部分もあるんだけど。

○杉浦水道総務課長 もともと市でも予算1,000万円でするので組んでおけという御質疑でよろしいですか。

○渋谷委員 そうすれば500万円もらえる。

○杉浦水道総務課長 市のほうとしては、交付税措置がされるかどうかわからなかったの
で、地方交付税措置で250万円入るということがわかったので、それならそれで市のほうも楽になるという判断をされたんだと思います。

○渋谷委員 交付税が先に来ているんだ。何となくわかった。もういいや。時間ばかり過ぎちゃう。

○鈴木（浩）委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第65号「平成29年度焼津市水道事業会計補正予算（第1号）案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 以上で水道部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

休憩（9：27～9：29）

○鈴木（浩）委員長 会議を再開する。

水産部所管の議案の審査に入る。

議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、水産部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○池谷委員 27ページのアクアスやいづ管理運営事業費のところ、エレベーターのバッテリーとか、緊急な対策でということだったんですけど、建ててから今まで何回か交換したのか、それとも、この先、また次のさらなるものの交換が予定されているかどうか、その辺だけ教えていただきたいと思います。

○小梁漁港環境課長 ただいま御質疑いただきましたエレベーターの非常用バッテリー、ことしの6月の定期点検で指摘を受けまして、何とか残でやろうと思ったんですが、基本的には、やはり10年が経過して、いろいろ壊れます。それで、その分、70万円ほど、ちょっと定期的なそういった緊急な修繕用に費用はとってあるんですが、それでも足りなくなりまして、今回、補正させていただきました。

それで、基本的には、エレベーターの非常用バッテリー、5年に1遍変えることになっておりますが、5年たって、定期点検、年に2回行います。定期点検でもつとことであれば、そのまま使います。ですので、5年で定期的に予算要求して、大丈夫でも変えていくというような、そういった維持管理は今のところちょっとできておりません。説明は以上です。

○池谷委員 エレベーターに関しては了解しました。

いろんな視察先で、老朽化していくというか、直接、更新工事をしていくような物件なんか見させてもらっていても、どうしても老朽化と工事で手を加えていくというスピードがちぐはぐになってなかなか追いついていないのが全国的に見えるなというような気はするんですけど、アクアスもそこそこ建ててから年数がたってきているので、僕がさっき聞いたかったのは、エレベーターもあるんですけど、その他、市がお金を入れて直していかなきやならない予想されるようなものがあるかどうかという部分も、もしわかかったら教えていただきたいなと思います。

○小梁漁港環境課長 本年度のアクアスやいつの補修等につきましては、工事費といたしまして848万9,000円、こちら、プールのマッサージベッドの取りかえであるとか加圧タンクの修繕、こちらは当初予算に要求させていただきまして、来年2月、1カ月間休みまして、集中工事を行います。それは指定管理者側も細かな工事があるものですから、あわせて2月に集中工事を予定しております。

それで、本年度、修繕料として531万6,000円、平成28年度は535万6,000円、ほぼ変わりませんが、そのくらいの予算をもって定期的に修繕を行っております。今年度でいいますと、原水のろ過材、この交換であるとか、トレーニング機器のコンプレッサーの取りかえ、こういったものを予定しております、実施いたしました。

ところが、ことしの9月から10月にかけて、まず、自動開閉バルブ、これは海洋深層水を館内に引き込む管の、容量を満たせば自動でとまるものが急に壊れて、今現在は職員が手動で開閉しているというような状況です。そうすると、人工がとられますし、ちょっとオーバー分はやはり捨てるような形にもなりますので、ちょっとこちらのほうはなるべく早く直していただけないかということで指定管理者から要望が上がっております。

あと、圧送ポンプの修繕を行うと、こちら10月に発生しまして、館内へ深層水を送るポンプ、2台あります。それで、交互に切りかえて長もちさせるようになっておるんですが、1台の、圧送するものですから、ポンプの中に回転と軸がありまして、それで圧送しているので、圧をかけるんですが、そちらが異音が出て、いつ壊れてもおかしくないという状況です。それで、もう一台のほうがあるものから、そのままいけるんですが、仮にこちらがおかしくなったときには営業に支障が出るということで、今回、補正をかけさせていただきました。

それで、やはり海水を扱う施設なものですから、配管とかそういったもの、どうしても寿命が短いですし、ポンプなどもやはり1日中動いている。夜もやはり自動で給水したりしますので動いているという状況から、本当に維持管理費はある程度かかっておるんですが、ことしはちょっと予想外にこれまでに壊れたところが多くて、補正という形になりました。本当に攻めの維持管理ができれば一番いいんですが、やはりなかなかさじかげんがというか、かげんが難しいところがありまして、うちのほうとしては、とにかく営業に支障を及ぼさないことを第一に一生懸命やっておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

○久保山水産部長 アクアスにつきましては、開業して10年たってきました。海に近いということもありまして、いろんなところにふぐあいが生じてきているのが現実的なお話

であります。ただ、来ていただけるお客さんに御迷惑をかけないように、来てよかったなということで帰っていただくために、優先的に、優先順位をつけて修繕をとということで今後も考えておりますので、指定管理者ともども、そこら辺の気配りをして修繕をしていきたいと思っております。今後の計画は、修繕計画をつくりますので、そこでちゃんと管理をしていきたいと思っております。

以上でございます。

- 杉崎委員 指定管理料が1億9,000万円、5年間、これは今後も出てくるお金になるんですけど、指定管理として5年間やる。その今度は営業、企業側として考えた場合に、こういう大きい工事は市でやってくれるものだからまだいいんですが、果たしてどこまでを、例えば修繕とか備品のものを扱うのかという明確なものがもしあったら、それ、ちょっとまた後で見せてください。

この1億9,000万円が今後推移としてどうなっていくかという予想は立ててあるかどうかということもちょっと聞かせていただければなど。

- 渋谷委員 それ、次じゃないの。

- 杉崎委員 債務負担としてね。また5年たったときに……。

- 渋谷委員 いやいや、議第87号と混同しちゃいけないかなって心配しただけ。

- 小梁漁港環境課長 債務負担、かけさせていただいたんですが、この後、議案として指定管理者の指定ということで、そちらのほうも含めて御説明させていただこうと思いましたが、債務負担をかけておりますので、こちらでお答えします。

債務負担は、あくまでも募集要綱にあります上限額、年額3,800万円掛けることの5年で1億9,000万円ということでかけさせていただいておりますが、ブルーアースから、指定管理者から提案があった金額は、5年間総額で1億8,422万2,000円ということになっております。ただ、こちら消費税は当然上がりますし、今後、5年間の間に。あと、やはり民間のスポーツジムと機能がどうしてもラップするところがあります。そうしますと、やはり近隣でできますと、もろに影響を受けることになります。

ことしでいえば、ホリデイスポーツクラブが7月にオープンしましたが、その関係で、昨年度と今年度の10月末までの比較で約延べ人数として5,000人利用者が減っております。その傾向は、4月のころは大きく前年を下回っておったんですが、何とか9月ごろに前年同様くらいに復活しました。

ですので、ここから何とか巻き返しを図りたいということで、指定管理者のほうも取り組んでいただいておりますので、基本的には、前年、ことしまでの5年間の指定管理料の総額は1億7,364万5,000円ということでアップはしております。アップはしておりますが、そちらはやはり近隣にできて、お客様の競合が激しいと。やはりアパートと一緒にやるところがありまして、新築へ行ってしまうんですね。それで、やっぱりこっちのほうがいいって戻ってきてくれる方もおられるものですから、そこは唯一、海洋深層水を使った施設ということで、そこを前面に出して取り組んでいきたいと思っております。

指定管理料はあくまでも債務負担をかけての上限で、その間にいろいろな事情がありましたら、その中で手配できるということではありますが、過去5年は増額したことはありません、向こうの提案から。そのとおりの金額でやっております。

以上です。

○杉崎委員 ありがとうございます。

○鈴木（浩）委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、水産部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 議第87号「駿河湾深層水体験施設（アクアスやいづ）指定管理者の指定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉崎委員 1つだけ確認で、こういう指定管理の場合なんですけど、今回はこの場合でブルーアースさんのここでの収支は、毎年のもはもちろん受けておるんですが、本体のほうの会社の決算なんかも見たりとか、状況は見たりしているんでしょうか。

○小梁漁港環境課長 指定管理業務につきまして、毎年、会議がありまして、そちら、適正に運営をされているかという中で、そういった会議の中で、本体のほうの収支決算も見ておりまして、基本的にはやはり業務が5年間継続できないというのは困るものですから、そちらのほうも見させていただいております。

ちなみに、昨年度、平成28年度は約1,000万円ほど収支でアクアスやいづは黒字になりました。それはやはり企業努力によるところが大きくて、年間10万7,000人、昨年は御利用いただきました。これは、1年間のシーガルドームの利用者数、10万8,000人です。ですので、平日についていえば、1日400人平均で来てくれています。ですので、本当に、あの施設のキャパからすれば、ぼちぼち限界なのかなと。これ以上入れると、やはりちょっとプールのな、一般の方々が使われるプールのな施設になってしまうようなところもありますので、やはり癒しとか、そういった海洋療法というようなところをメインにやっているものですから、本当にブルーアースさん、うまく回してくれているなど、私としてはそう感じております。

以上です。

○杉崎委員 そういう管理をしていただけるのは大変ありがたいんですが、私は逆の視点で、例えば、今、企業努力をして人数をそれだけふやしてきている。ただ、さっき聞いた質疑と関係してくるんですが、設備的な大きな資金というのは市のほうで負担してもらえるのでいいんですけれども、だんだん指定管理というところに重点を置いて、市のほう、ここまでおたくでやりなさいよといって拡大していった場合に、投資額って、やっぱり5年という枠を決められたら、やっぱりなかなか投資しにくいと思うんですよ。うっかり5年たったところで指定管理者が変わってしまったら、何のための投資だかわからなくなってしまう。そういった意味で、この会社が確かだなといったら、随意契約とは言わんけれども、期間を、なかなか公的な場合には難しいですが、指定管理の期間を延ばしてみるとか、暫定的にここの落ち度がなければ、もう何年ふえますよという形の何かそういう新しいシステムができてもいいんじゃないかなといった意味も含んで、

今、質疑させてもらいましたので。

○小梁漁港環境課長 ありがとうございます。委員のおっしゃるとおりで、最初は指定管理者制度、始めたときには3年でした。3年ですと、安定雇用につながらないわけなんです。やはり3年でその業務がなくなってしまうかもしれない。ほかの業者に移ってしまうかもしれないということで、平成24年度のころにはもう5年になっていましたので、ただ、5年も正直なところ、適正かといいますと、やはり安定雇用となると、10年スパンとかのほうがいいのかなとは感じておりますが、こちら側の選定につきましては、資産経営課のほうで標準的な形をつくっているものですから、それに基づいて、こういった業者の選定なんかも行っております。その中で、私も延ばしたほうがいいのではないかと感じておりますので、そのあたり含めまして、会議のほうに提案させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○杉崎委員 ありがとうございます。

○鈴木（浩）委員長 よく以前は赤字になっちゃっている、マリンタウンやいづがやっていたころ、議会としても、アクアスやいづの収支状況だとか、あるいは来館者数だとか、結構、担当の課の方から報告を受けていた時期があったんですよ。ところが、最近、結構、経営状態がよくて、議会としても何かそういったものまで確認をする機会がなくなってしまったものですから、もしできたら、近年のブルーアースのアクアスやいづの収支状況だとか、あとは来館者数だとか、そういったものの資料提供で結構ですので、いただければと思いますけれども、いいですか。よろしくをお願いします。

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第87号「駿河湾深層水体験施設（アクアスやいづ）指定管理者の指定について」は全会一致、可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 以上で水産部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

休憩（9：54～10：03）

○鈴木（浩）委員長 会議を再開する。

経済産業部所管の議案の審査に入る。

議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、経済産業部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。（なし）

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、経済産業部所管部分については全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 議第60号「平成29年度焼津市温泉事業特別会計補正予算（第1号）案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。（なし）
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第60号「平成29年度焼津市温泉事業特別会計補正予算（第1号）案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 議第81号「焼津市大井川商工業研修センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○渋谷委員 質疑させていただきます。

障害者団体云々ということで、これはこのところでどうのこうの言っても始まるものじゃないんですけど、一応、今、2つばかり障害者団体ということだけれども、見込みとしてどれくらいの数があって、どれくらいいい金額が減免、免除になるかという予想が出ていますか。要は、幾らあげるかということやね。ない？

○織原商業・産業政策課長 一応、ここ従来の利用状況を見ていますが、商工業研修センターについて、ちょっと福祉団体の利用というものが確認できていないものですから、特に収入がこれで減るということはないです。ただ、この改正に伴って、じゃ、利用しようというのがあるかもしれませんが、ただ、大井川公民館が近いものですから、多分、その影響があって、ほとんどそういう団体がうちのところまで使うということは、今は過去としてはないんですけど、改正に伴ってあればということになりますので、今のところ、影響はないというふうに考えております。

○鈴木（浩）委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第81号「焼津市大井川商工業研修センター条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 議第88号「焼津市勤労会館（サンライフ焼津）指定管理者の指定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○石田委員 ちょっと予備知識で教えてください。

このサンライフ焼津というのは、一応、年間どのくらいの方が入っていて、どういっ

た、温泉と、あと、何か少し運動するところがあって、あと、カフェが最近できているみたいですけど、どのくらいの利用者数があるのか、それぞれもしわかるようでしたらお聞きしたいんですけど。

- 織原商業・産業政策課長 サンライフの利用状況でございますが、平成28年度は15万2,993人です。平成27年度が13万8,153人ですので、平成28年は若干利用がふえております。施設の内容としては、天然の黒潮温泉を使った温泉とトレーニング室、あと、会議室の貸し出しと、あと、先ほどありました飲食ということで、ここにはカフェということをやっております。あと自動販売機を置いたり、そういったものはありますが、特に利用が多いのは温泉でございます、平成28年度は11万2,832人ですので、温泉の利用が一番多いという形になります。

以上でございます。

- 石田委員 ありがとうございます。いいです。
- 杉崎委員 先ほどもアクアスやいづのことでちょっと言ったんですけど、指定管理の考え方そのもののことをちょっと触れたのですが、まず、こういう場合に、本体の会社、構成員である会社の、もちろん見ていらっしゃるんですが、今後も、そのものの経営状況がどうなのかというのをまず毎年、できれば半年ごと、半期ごとを見るくらいでいいんですが、そういう会社が確かであるということの確認がとれたなら、とれたならというのはまた別なんですけれども、ここでは指定管理を5年としていますけど、やっぱりこういう温泉事業も大変な設備がかかっている、市から当然大きいものをやるんでしょうけれども、営業施策とか、人を呼ぶための方策とか、そういう作戦を立てると思うんですよ、経営上。それが5年間の管理期間という、もし5年いって、新しいところに振りかわってしまうとなると、それに対する意欲とか投資額とか投資メリットというのは少ないものですから、また何らかの方法で、期間は5年設けても、こういうペナルティーをクリアできれば、その後、随契じゃないけど、随契的になりますよとか、そういう何か新しい案で、それとか、初めからもう指定管理は10年間だよとか、何かそういう方策ができたならなと思っているものですから、一考ください。

- 織原商業・産業政策課長 まず、指定管理者のほうの経営状況でございますが、こちらにつきましては、募集要綱のほうに、そういった決算資料を出すように求めています。今回のジェイ・エス共同事業体につきましては、過去の5年もやっておりますが、毎年、それぞれ構成員の決算の状況を求めていますし、評価委員の中には中小企業診断士さんが入っておりますので、その方がそういった部分も見ていただいておりますので、今回も含め、問題はないというふうに考えております。

あと、5年のほうでございますが、一応、市の中には指定管理者は原則5年という中でやっておりますが、委員がおっしゃるとおり、そういった状況を見ながら、変更は可能だと思いますので、その辺はまた担当しております資産経営課とも相談した上で、次回るときはちょっとそういった考慮もした上で考えていきたいと思っております。

- 池谷委員 すごい細かいことなんですけど、きのうもらった修正表のほうと資料が、構成員のところの、本当に細かいですよ。焼津と藤枝というところが、これ、藤枝でいいですよ。
- 織原商業・産業政策課長 済みません、きのうお分けした修正表でございますが、代表

者が12月1日をもってかわった……。

○鈴木（浩）委員長 いや、静環検査センターの住所が焼津市高柳になっているわけ。

○織原商業・産業政策課長 済みません、そちらのほうですね。

○池谷委員 そうです。

○織原商業・産業政策課長 わかりました。これは間違いです。済みません。藤枝市高柳でございまして、こちらの修正表のミスでございまして。今回の修正は、あくまで城南メンテナンスの代表者が12月1日でかわったという修正を出したところ、済みません、住所を間違えました。事務局を通して改めて修正させていただきます。済みません。

○鈴木（浩）委員長 1つだけいいですか。

選定委員の皆さんの評価点で、指定管理料が満点がつけられているんですけど、今回の今後5年間の指定管理料の上限が、さっきの債務負担の4,594万5,000円と、これまでの5年間の指定管理料というのは幾らぐらいだったか、ちょっと教えてください。

あと、今回、ジェイ・エス共同事業体から今後5年間の指定管理料をこれだけですよという提示があった額もあわせて教えてください。

○織原商業・産業政策課長 それでは、指定管理料でございまして、平成25年から平成29年までの5年間の指定管理料でございまして、これは2,156万円、5年間でございまして。ですから、大体1年当たり400万円ちょっとということになります。今回は、5年間で指定管理者が出してきたものは3,650万4,000円でございます。ですので、予定よりは、予定価格は委員長おっしゃるとおり、5年間で4,594万5,000円ということで考えておりましたが、それよりも安くできるということで指定管理者が出てきたということになります。ただ、過去の5年よりふえておりますが、これは、トレーニング機器が大分古くなりまして、今回、全てを新しくしろという仕様で出したものですから、その分が高くなってはおりますが、それでも我々が見積もり等をとって予定した価格よりは安くなってはおります。そういう内容になってはおります。

○鈴木（浩）委員長 なるほど、わかりました。

いいですか、今のことで何か、渋谷委員あたり。

○渋谷委員 そうすると、今のトレーニング機器を、要は指定管理者のほうに買わせる、買って維持させるということになるわけですね。そうすると、当然、トレーニング機器の所在は、ここの共同事業体が権利を持っているということですよ。そうすると、逆にいうと、今度、5年たったときに、指定管理者がかわったときに、そのトレーニング機器はどうなるんですか。

○織原商業・産業政策課長 トレーニング機器につきましては、あくまで指定管理者のほうで用意をしろということで、その辺の、例えば購入とかリースとかいろいろありますが、そちらはお任せをしておりますので、なります。

あと、5年後でございまして、一応、トレーニング機器の一般的な耐用年数が5年未満のものが多くありますから、我々としては、5年後については、また改めて、そのとき、まだ決まっていないんですが、新たなものを入れて、常に新しいものを利用者にサービスを提供したいというふうを考えておりますので、耐用年数的には5年でメーカーの言っているものは終わるものから、そういうふうには常に更新をしていきたいというふうを考えております。5年ごとに更新をしていきたいと考えております。

○杉崎委員 やめようと思ったけど、聞かせてもらいます。

今、あそこの建物全部の中で指定管理者が全て使えることになっているんでしょうか。ちょっと教えてください。

○織原商業・産業政策課長 指定管理者のほうに全て使えるということで、そういう形になっておりますので、お答え、それでよろしいでしょうか。

○杉崎委員 前にシルバーさんが使っていたスペースの、あのところ、今見てもあいているような気がするもんだから、ちょっともったいないなど。あそこは表から入っていけないで、中に入らないと行けなくなっていますよね。あれを表で開放するような形にして、もっとこの人たちに経営上の幅を広げるといふか、そういうこともできるのかなどいふのを思ったものですから、確認の意味で聞いてみました。

それと、もう一つ、そうなると、今、指定管理で温泉施設とかトレーニングとかやっていますけれども、上の会議室は開放して会議に使っていいよという形をとっていますよね。飲食だけはちょっと厳しく言われているようだけれども。そういう中の使用規定の中に、使用範囲の中に、そこに条件がついて、こういうものはだめですよといふのはあるのかしら。風俗営業はだめだろうけど、その他のことだね。

○織原商業・産業政策課長 昔、シルバーがあった事務所は今あいておりますが、一応ちょっと倉庫的な使い方をしておるんですが、あそこも指定管理者のほうで自主事業という形で何かしたいときであれば、その提案を受けて、うちが許可をすればできますので、その辺はまた指定管理者のほうで営業をしていく中で新たな提案があれば、協議をした上で使っていただければと思っております。

あと、使い勝手の中で、会議室については営利的な事業はだめだというような規定はたしかあったと思うんですが、細かい部分はちょっと済みません。

○杉崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○鈴木（浩）委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第88号「焼津市勤労会館（サンライフ焼津）指定管理者の指定について」は全会一致、可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 以上で経済産業部所管の議案の審査は終了した。

暫時休憩する。

休憩（10：33～10：35）

○鈴木（浩）委員長 会議を再開する。

都市政策部所管の議案の審査に入る。

議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、都市政策部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉崎委員 補正予算のほうの歳出、29ページのところなんですけど、地籍調査の件なんですけど、これ、市単独事業でやっているということで減額になっておるんですけど、これは順調にいつているのか、計画どおり進んでいるのかということだけ、ちょっと教えていただきたいと思います。

次のページの、31ページなんですけれども、これ、8目になるの、土地区画。南部土地区画整理事業補助金、この中に道路維持と保留地の差額、増ということで約2億円増額になっているんですけど、保留地の差額となってくると、地価に影響しているということだと思うんですけど、今、減額したもんで、自分たちが持っているのと幅が広がって、そう広がってしまったのかなというのと、今、じゃ、どれくらい保留地差額とか、まだ未処分のところが残っているのか。一旦、これ、整備されているのかなと思ったんですけど、その辺、教えてください。

○杉山公園・地籍課長 地籍調査の事業の進捗状況でありますけど、当面は津波浸水想定区域内の箇所につきましては平成34年度までに着手をするという計画に基づきまして、今、事業を進めております。今の進捗状況でございますが、その計画に向けて順調に進んでおります。

以上でございます。

○小柳津土地区画整理事務所長 それでは、保留地の関係で質疑にお答えします。

保留地の差額助成につきましては、平成10年の比較に対して、今の換地の、土地の評価の差額分を助成いただいているような形になっています。保留地につきましては、事業費、道路とか公園とか、そういった整備に充当するというので、その費用が下落してくると、事業そのものが立ち行かなくなってしまうので、それを市のほうで補填していただいた中で事業を進めているというような状況になっております。

現在、一般保留地という数が全部で188区画ございます。その188区画のうち、平成30年の2月に区画販売しようとしているのが2区画、平成30年度以降に18区画を新規で出す予定でおります。ですので、現在、168区画の区画を持っておりまして、平成28年度までに販売が終わっているものにつきましては、全部で84区画になっております。

○杉崎委員 平成28年度までに。

○小柳津土地区画整理事務所長 平成28年度までで、平成3年度から平成28年度までで販売をしまして、全部で48区画……。

○杉崎委員 84。

○小柳津土地区画整理事務所長 84区画です。申しわけございません。全体が188区画ですので、今45%をおおむね販売しているというような状況です。残りの区画を、それこそ事業終息までに販売していくような形になりますが、事業終息、今、平成34年になっていますので、平成31年、平成32年、その辺までに保留地を処分するように販売に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○杉崎委員 地籍の問題というのは、本当に早急に手をつけていただけるとありがたいと思うんですけど、大分あちこちで問題になっていて、いまだに解決できていない東部地方、皆さんも御存じのとおり、ひどい状況になっております。

これは補正予算だもんであれなんですけど、次のところの、今度、南部の関係なんですけど、じゃ、実際にあの中で、保留地として販売できるならいいんですけど、つけ保留地

みたいになったものでというので残っているものがあるのかどうか。今ここで聞くべきかどうかわからないかもしれませんが、教えていただけますか。

- 小柳津土地区画整理事務所長 今、一般保留地の話をさせていただきましたが、つけ保留地というのが南部の中で全体で719区画ございます。そのうち平成28年度までに購入をしていただいたものが713区画になっています。パーセントでいきますと99%、あと、平成29年度以降で6区画、そちらのほうを購入していただければ終わりになります。

以上です。

- 杉崎委員 それはもう非常に難しい問題で、横っちょについている小さいものを単独で販売ということは恐らくできないと思うものですから、市の御努力に大変ここでかかってくると思うんですが、さっき45%、残り55%をまた販売しなきゃならないとなると、当然、今度、毎年予算の中でここに負担していくお金が発生してくると考えていいわけですよ。できれば、こんなのも債務負担行為でできちゃうようなくらのシステム化をしちゃって、できればいいなって私は思っているんですが、これは難しい問題なので。

となると、今度は土地に住む魅力を与えるための、これ、不動産業者にも関係しているんで、市としても、南部土地開発の中にこういうメリットがありますよ、こういうことがありますよという、何かいい宣伝方法というか、いわゆる営業ですよ。そういう感覚を持ってやっていかないと非常に難しいかなと思うものですから、ぜひその辺またお考えいただければと思います。

- 小柳津土地区画整理事務所長 それこそ危惧されていることなんですけど、平成29年度がかなり販売実績が上がっておりまして、平成29年度だけのやつでいきますと、今、申し込み件数が26件、一般保留地でありまして、そのうち契約をしたものについては18区画になっております。これも保留地の販売促進イベント等をやりまして、大分周知されたということで、販売のほうにも力を入れておりますので、この勢いと、あとは市のほうの若者世帯の関係で助成金をいただいておりますので、その追い風に乗って、今後、販売に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

- 杉崎委員 ありがとうございます。

- 鈴木（功）副委員長 石津浜のトイレのことで、いつ修理が終わるのかということと、それから被害の状況、建物の部分なのか施設の部分なのか、浄化槽があつたりしてしますので、そういったところじゃないかなと思うんですが、概略でいいものですから、被害状況を教えていただきたいと思います。

- 杉山公園・地籍課長 台風21号の影響によるものでございますが、石津浜公園にトイレがございます。そのトイレのところに波がかぶったというような状況がありまして、トイレのドア、それから手洗い場、あと便器、こういったものの破損がありました。それとあわせまして、浄化槽の中にも砂が大分入ったものですから、浄化槽の清掃等をこれから行っていかなければなりません。あと、タイミングなんですけれども、今回の議案で審議していただいた後に工事を発注しまして、年度内に完成をするという格好で考えております。

以上です。

- 渋谷委員 年度内か。

- 鈴木（浩）委員長 もっと急げ。地元ですからね。

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算(第4号)案」中、都市政策部所管部分については全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木(浩)委員長 議第82号「焼津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○鈴木(浩)委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○渋谷委員 一応、障害者があるということ、免除になるということですが、これ、過去どれくらい使用されていて、今後、これくらいの使用料が出てくるだろうという、当然、減免になれば、ゼロになれば、もっと使用がふえるかもしれないということがありますけれども、その予測と、それから、これをゼロにしたときに市の負担がどれくらいふえるのかというところがもし試算が出ていけば。

○杉山公園・地籍課長 現状の障害者団体の公園の貸し出し状況なんですけれども、今、現実としましては、焼津の四川飯店の裏にあります堅小路公園、そのところで車椅子友の会という団体がグラウンドゴルフで利用している状況があります。使用頻度につきましては、月に4回ということで利用していただいております。ただ、これは昼間の利用になりますので、使用料というのは一切かかっておりません。

それから、もう一つ、公園としましては、焼津神社のところに隣接している元焼津公園という公園がございます。ここにつきましても、障害者団体のドングリクラブという団体がグラウンドゴルフで利用しておりまして、利用頻度につきましても月4回ということで申請をもらいながら利用していただいている状況です。こちらの公園につきましても、昼間の利用ですので、使用料というのは今のところかかっておりません。

それで、今後なんですけれども、今、免除というものにつきましても、有料施設などを利用した場合に免除という格好になるんですが、例えば、そういった団体がフリーマーケットとかやる場合とか、そういった場合には公園使用料というのは今まで発生していたんですけれども、そういったものは免除になります。ただ、今までの実績としては、そういったものはございません。ですので、これからのにつきましても、昼間の利用が主になってくると思いますので、減免、免除の措置というのは余り発生しないんじゃないのかなと思います。結果的に市の負担というのは発生しないということで考えております。

以上です。

○鈴木(浩)委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第82号「焼津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木(浩)委員長 議第86号「平成29年度準用河川前の川橋梁架替工事請負契約の一部

を変更する契約の締結について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 渋谷委員 この参考資料のところに書いてある内容で、変更理由が年度内の供用を図るためって、これは、計画では変更前の計画が12月25日までに終わるという計画だったわけですね。だから、それからこっちのあれしたって、遅くなっているんだからって、ここ、何か理由が矛盾しているようにこの文面だけだと思えるんですけど、だから、このところはもうちょっと、道路の部分と橋の部分の兼ね合いとかというのの説明をしていただかないと、この文章だけ読むと何だろうということになっちゃうと思うんですけど。
- 小柳津土地区画整理事務所長 本工事につきましては単年度施工で計画しておりましたが、当初要望額を算定したときにはまだ詳細設計がちょっと煮詰まっていない状況の中で予算を確保したということで、当初見込んだ額がちょっと足りなくなりまして、下部工の工事を発注する中で、上部工を追加変更させていただいたという形になっております。
- 渋谷委員 そうすると、結局、変更前の段階で12月25日までの工事というのは、道路の供用をするという工事ではないということやね。そうすると、最初の計画のときには、12月25日以降を、道路の部分に関しての工事というのは、これはこれから入札を執行するとかというような計画になったんですか。その辺がちょっとよく見えないんですよ。というのは、この文面だけ見ていると、要は、道路を供用するために5,500万円を追加して、3月9日までにやるということでしょう、この文章は。だけど、最初の計画では、12月25日までに終わるというふうに、この文章だけ見ていると、12月25日に供用できるじゃないかと思っちゃうわけじゃんね。なもので、12月25日までにここまでの工事をやって、その後の工事がどういう計画があって、でも、その計画だと、供用がおくれてしまうので、今回、増額をして年度内におさめたよというところの、その説明がもうちょっと欲しいんですけど。これだけだとわからないです。
- 小柳津土地区画整理事務所長 当初発注させていただいた計画が、橋梁の下部工に当たる部分と護岸を発注しております。その施工を12月25日までに施工した後に、変更をさせていただいた中で、上部工をかけて、その上に舗装をして、供用できるような形にして、3月に全線供用開始という形で考えております。
- 渋谷委員 それ、変更後なんですね。これでしょう。一番最初の計画は、じゃ、12月25日に橋梁部分が終わるという計画でしょう。
- 小柳津土地区画整理事務所長 橋梁部分、既存の橋梁を取り壊して、河川を通すような形をとって、下部工の整備まで終わるという計画が12月25日までです。
- 渋谷委員 そうすると、そのときにはまだ道路は通れないということだよ。そうでしょう。なもので、だから、最初の計画は、25日までにそこまで終わって、じゃ、その後どういう、例えば道路なら道路の入札をしてという、最終的にそのところの工事が完成するまではどういう、最初のときのプランはどうだったのかというのがわからないんですよ。

○杉本都市政策部長 通常、橋梁工事につきましては、最初の年度に橋梁の下部工をつくりまして、次の年度に上部工をかけまして、大体2カ年で施工するのが一般的でございます。ただ、ここにつきましては幹線道路でございますので、そういったことのないように、通常の橋梁ではなく、ここに書いてございますように、イージーラーメン橋というような形で、できるだけ一体化させて、それこそ工期を短縮したような形の工法をとらせていただきました。

それで、当初は、当初予算要求をしたときには、まだ詳細設計の途中だったものですから、正確な、今回の施工については、現橋の橋梁がある中で新しい橋梁にかけかえるものですから、現橋のくいの位置だとか、そういったものが正確にまだつかめていない状態予算要求をさせていただいたものですから、その後の設計の中で、当初見込んでいたところよりもくいがちょっと後ろ側に施工しなければならないだとか、そういった問題が生じまして、下部工の構造がちょっと大きくなったとか、その分、後ろへ下がった分、橋梁が伸びたとか、そういった問題がございまして、その当初予算の中では、最終的に組み上がった設計の中では全体の発注ができなくなってしまったというのがございました。それで、今回、平成29年12月25日までの工期で、まずは下部工を今の当初の予算の中で発注をさせていただいたと。でも、ここが幹線道路なものですから、なるべく年度内早急に通したいというところがございまして、今回、上部工の部分を、当初、一体で発注をしようとしていた上の部分を補正予算で要求させていただいて、それで、当初見込んでいた年度内までに全体を施工しようということの変更でございます。ですので、最初の12月25日というのは下部工、下の橋台までを施工する部分で、今回、3月までというのは、その上物を、上の橋をかける、仕上げまでの部分を、今回、工期を延ばさせていただいて施工するというところでございます。

○渋谷委員 あくまでもこの書類は年度内の供用を図るためということで理由として出ているので、そうすると、最初の計画では図れなかったんじゃないかというふうに推測するわけ。ところが、12月25日までになって、だから、12月25日からその後の工事をまたやって、年度内に供用するという予定だったわけでしょう。そうすると、年度内に供用をするという目的は、最初からそのとおりにやれば、この目的は果たせるわけじゃん。ただ、現実としては、その工事をやっていったら、そのこのところの事情が違っていたので、この方法に変えたということでしょう。だから、変更理由の供用を図るというのは、最初の計画では、12月25日までにこれを終わって、その後、道路のやつをやって、年度内に終わる計画だったわけでしょう。

○杉本都市政策部長 最初の計画というのは、当初予算要求をする時点での、計画は全体をするつもりでいましたけれども、いざ詳細に設計を詰めまして、当初予算の中で施工しようとしたときに全体ができなかったものですから、下部工までの施工ということで、12月25日までの工期にして発注をさせていただいたと。今回、補正をさせていただくのは、それでは翌年度の事業に、上部工をかけるのが翌年度になってしまいますので、今回、補正をさせていただいて、年度内に仕上げるようにしたということでございます。

○渋谷委員 質疑の整理をします。要は、最初の一番しょっぱなの計画は、年度内に要求するつもりだったんだけど、その後、やったら、そういったところがあって、計画を変更して、年度内にはここまでで終わりにしておいて、それで、次年度予算で舗装を

するように、1回変わったわけだよね、そこで。変わって、そういう計画になったやつを今度、やっぱり年度内にどうしてもやらなきゃいけないからということでこれになったということの解釈でいいの。

○杉本都市政策部長 この工事につきまして、年度内におさめたいというのがありました。ただ、詳細に設計する中で、当初予算要求をしたお金では足りなくなってしまったものですから、下部工までということで、下部工と上部工を、下部工までしか当初予算の中で発注できなかったものですから、そこでさせていただいて、今回、そのままでは翌年度の予算で上部工をかけることになって、2カ年になってしまいますので、そこで今回、補正をかけさせていただいて、当初の計画どおり単年度で施工しましょうということで補正をさせていただいたというところでございます。

○杉崎委員 そもそもこの契約の目的は、前の川のあの橋のかけかえ工事の発注でしょう。かけかえ工事の。それ、今説明しているのは、下部工とか上部工とかって言うのもんでわからなくなっちゃうんですよ。橋をかけかえるのに、上っ面の話はしないで、あそここのところの基礎だけ、架橋だけかけるという契約を最初からしたんですかというのを今、多分、渋谷委員は言いたいと思うんですよ。そこをちょっとはっきりしてください。

○小柳津土地区画整理事務所長 今回、当初に発注させていただいたのが、橋の下の部分に当たる部分と、あと、その中に打つ護岸というのがあります、そのブロック積み等、あとは上側にかける、これが上部工というんですが、その中に入れるH鋼という鋼材、その製作を発注しています。それが12月25日までに仕上げるという計画の中で入れてあるやつで、その後、今回、変更をさせていただいた中で、今度、上部工を立ち上げていくに当たって、その鋼材を乗せて、コンクリートを打設して、上っ側の上部工をつくり上げ、その上にまた舗装して、これが完成形になるということになります。

段階的に全部計画した中で予算が、済みません、確保できなかったものですから、第1期として12月25日で発注させてもらって、変更部分を上部工の中で3月9日までに完成させるという計画で切り分けて出させていただいたような形になります。

○杉崎委員 時間を食っちゃって悪いんだけど、そもそもこの契約の目的が準用河川前の川の架橋、この工事って、それじゃ、どこを目的にした予算だったんでしょうか、入札で。

○小柳津土地区画整理事務所長 今、現況の橋の断面が狭窄ということで、計画断面の3分の1程度の断面になって、要は蛇の首を締めたような形で、全体の中で前の川の橋の周辺の約56メートル区間だけが細くなっているというような状況になっています。今回、橋をかけかえるのが目的じゃなくて、河川断面を確保するという、川を広げるという目的の中で河川改修工事ということになっています。それがたまたま橋があるものから、橋梁のかけかえということをやっておりますが、基本は河川断面を確保するために河川改修をするというのが目的になっております。

○渋谷委員 僕が指摘しているのは、段取りはわかりました。要は、初めに、年度末までにちゃんとやるつもりだったんだけど、それ全部やるにはという予算が足らなくなっちゃったもんで、とりあえず下だけやろうということに計画を変更したけど、それは、変更しましたということは告知されていないわけ、きっと。だから、それで、とりあえず、じゃ、年度内やって、来年度は上っ側をやろうという計画に、計画は内部的に変更

になったということやね、それは。内部的に変更になったということでしょう。公にはなっていないんだから。それで、それをやったけど、やっぱり来年度じゃまずいと、今年度に供用しなきゃということで、今回の五千幾らの予算を乗っけるということになったということでしょう。でも、年度内供用を図るというのは、基本的に公では初めから年度内供用であったはずなんです。だから、その理由が年度内供用を図るという理由がおかしいって俺は言っているんだ。工事がどうのこうのじゃなくて、年度内供用を図るという文面がおかしいんじゃないかということは私は質疑している。

向こうが質疑しているのは、何でそんなことをするんだというのを質疑しているんだよ。というのは、当然、橋をかけたって、上をやらなかったら通れんもんで、これもおかしいやないかということを行っているんだと思うけど、私が言っているのは、この文面がおかしいということを行っているんだ。

○細田都市政策部次長 渋谷委員の御指摘、よくわかりまして、おっしゃるところでございまして、本来であれば、幹線道路の橋なものですから、当初から年度内供用を図りたいという形で進めてきた中で、実際は、先ほど所長からお話がありましたように、下部工、下の部分の予算、あと護岸分しかなくて、それで上の部分については9月の補正をさせていただいたということで、本来であれば年度内ということなんです。工事の内容としては、当初の工事としては、下だけで供用開始ができないものですから、今回の増額分をやることによって初めて年度内供用ができるということで、変更理由についてはそういう形で出させていただいたんですが、我々としては当初から、今年度、年度内でやりたかったということなんです。工事の内容的には、そういう形で理由としては成り立つものですから、させていただいたということでございますので、その点だけ御理解いただければと思いますので、申しわけございません。

○渋谷委員 極端な話、年度内供用を図るために、どうしてもこれだけの金額をつぎ込まなきゃならなくなっちゃったよと。地元の市議会議員が何か言ったんじゃないかとか、そういう臆測を図るような変更理由はよくないよ。だから、はっきり言ってもらって、設計をやっていてこうだったから、何しろ、大前提は、だって、年度内にやろうということで始めたわけでしょう、これ。だから、それは始めているのが変更理由になっちゃうというのはおかしいということを行っているのよ。だから、やっぱり変更理由というのは、読んだ人がわかるような文章にしてくれないと。

以上。これは要望。

○鈴木（功）副委員長 工事の内容とか、そういったものはよくわかりました。そうすると、あそこ、通行どめしてある期間について、事前に地元の人だとか、そういった商店だとか、そうしたところに説明をされていると思うんですけど、ちょっと見ていないんですけど、今、看板が出ていると思うんですけど、あれ、工事期間をいつまでにしてあるんですかね。通行どめの期間。

○小柳津土地区画整理事務所長 現在、平成30年3月9日です。

○鈴木（功）副委員長 わかりました。

そうすると、地元の人たちには来年の春先まで通行どめだよということで通知されているということでもいいわけですね。

○小柳津土地区画整理事務所長 それこそ地元説明をさせていただいた中で、本年度発注

する工事につきましては、橋が全部終わる形につくり上げるということを当初の中で説明をしてございまして、その通行どめの期間が8月から3月までということで、地域、地元の方については事前に説明をさせていただいております。

○鈴木（功）副委員長 わかりました。

○杉崎委員 そうすると、また戻っちゃって申しわけない。もう一回確認。当初の請負金額1億4,300万円、出ていますよね。このときの工事はどこまでやるつもりか、この請負金額は。当初、変更前。変更前の契約目的と、入札でやりましたよね。それで請負金額が書いてありますよね。この工事というのは、どこまでをやるということで予定していたのか。もう一回確認ですけど。

○小柳津土地区画整理事務所長 当初契約につきましては、資料がございまして、参考資料のほうで説明をさせていただきます。

参考資料の49ページになります。こちらのほうの濃い色の部分が当初変更してある部分に当たります。この細長いものがくいになりまして、そこの上に四角で乗っているのが橋台です。橋台の前面にあるのが護岸工になっています。こちらの黒の部分を当初設計の中では契約をしております。

今回お願いしているのが……。

○杉崎委員 ということは、最初のこのときには、もうこの工事では橋は通れませんかという契約じゃね。なんですよ。ということは、当然、さっきの話の続きになっちゃう。上に乗せるのは当たり前なことでも、上部分をやるよと。そういう場合は、全部今までもこういう方式をとって、入札したその業者にそのままあとお願いするよという形になっているんですか。単純な補正でいくと、3分の1以上、30%以上なもんだから。

○小柳津土地区画整理事務所長 今回の工事につきましては特許工法を採用しております。イージーラーメン橋ということで、特許料がそこに発生しまして、当初の発注の中で、その特許料の、税抜きで580万円の費用を払って、全体をつくるという計画の中で出ております。それが当初の中で出ております。

あと、計画的に工事を進める中で、1期分で発注して、2期分を別の業者をお願いをする場合ですと、その瑕疵担保責任とか、そういったものもございまして。このイージーラーメン橋というものが、上部工と下部工を一体の構造をなすような構造になっておりまして、そちらの瑕疵担保責任等もございまして、今回は期間内におさめるということと、瑕疵担保責任の関係、あと、イージーラーメンの特許の関係で30%を超えることとなりますが、こちらのほうに契約変更でお願いして、年度内に供用開始するような形で契約をしたいというような形になっています。

○杉崎委員 くどくなっちゃってごめんなさい。

この場合は、追加工事じゃなくて新工事だよ。関連性があるもんだからあれだけ、でも、最初からそれだけわかっているんだとしたら、請負金額をやるときに、前提として後半としてこのぐらいの金額がかかるよという費用がわかっていると思うんです。なので、当然、形としてはこういうふうにしてくるんだけれども、先ほど渋谷委員のほうで言った年度内供用を図るという表現とか、こういうのが非常に誤解を招いてきちゃうもんだから、表現の仕方もちよっと注意していただけたらなと思う。

それと、これは余談になりますけれども、この工事に関連して、先ほど鈴木委員のほ

うからあったんですが、大分大きな問題が発生していますよね。今ここにいる委員の方も大分知っている方がいると思うんですよ。これもゆゆしき問題でして、今ここではちょっと避けますけれども、当然、この補正にも絡んでくることなもんだから、もう一度検討して、内容、今、訴えが出ていることについては確認していただければなと思いますので、お願いいたします。

○渋谷委員 一番の問題は、浜松の入札のときに、設計変更、設計変更でいって、悪さして捕まったのがいて、その捕まったのが、こういうシステムをつくっている市が悪いと言ったというのが新聞に載っていたのが、皆さん、まだ記憶に残っていると思うんですけれども、そういう疑念を抱くような工事であるということだけは間違いないと思うんです。だから、やっぱりその辺は最初の計画の段階からしっかりあれしてやらないとうまくないと思います。

だから、今回は結果的にそういうふうになってしまったけど、部長もちゃんと、部長から次長からしっかり見て、それを認めているので、そういう不正はないだろうと思っていますけど、ただ、そういう疑念を抱くような施工方法というのは極力避けてもらいたいという要望を出して終わります。

○鈴木（浩）委員長 当局の皆さん、渋谷委員と杉崎委員がおっしゃるようなことにならないように、またぜひ契約を出す場合はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第86号「平成29年度準用河川前の川橋梁架替工事請負契約の一部を変更する契約の締結について」は全会一致、可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 以上で都市政策部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

休憩（11：31～11：33）

○鈴木（浩）委員長 会議を再開する。

建設部の議案の審査に入る。

議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、建設部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○池谷委員 少し疑問に思っていることがあったのでお聞きします。

29ページで、台風の影響で海岸のテラスが飛ばされたというか、それで、修繕をするということだったんですけど、一度災害で飛ばされたところに同じものの規格のものがまたそこへ復元して、また同規模の台風が来たときに、また破損する可能性があるんじゃないかという素朴な疑問なんですけど、それでもまた同じものを直すのか、またちょっと変えて直すのかというのをちょっと教えてください。

○八木河川課長 同じものか、補強するかということの質問だと思います。今まで海岸に置いてあったものも、大分経年で傷んでいるという状況がありますので、同じものを復旧したいというふうに考えております。

○池谷委員 じゃ、古くなっていたので、今度は新しくまたコンクリートの基礎があって、補強もして、補強というか、強固なものになってまた市民の皆さんに使ってもらおう、ものを復元するという考えということですね。

じゃ、一応その同じような台風が来ても、今度は大丈夫という読みのもとでやるということでもいいんですね。

○八木河川課長 同程度の台風であれば問題ないというふうに考えております。

○鈴木（浩）委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、建設部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 次に、議第61号「平成29年度焼津市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。（なし）

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第61号「平成29年度焼津市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）案」については全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 次に、議第64号「平成29年度焼津市港湾事業特別会計補正予算（第2号）案」についてを議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。（なし）

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第64号「平成29年度焼津市港湾事業特別会計補正予算（第2号）案」については全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 次に、議第85号「大井川港コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○渋谷委員 このコミュニティ防災センターの、例えば平成28年度とかのこういった障害

者団体の利用状況というのわかりますか。

○池谷大井川港管理事務所長 平成28年度は、実績はありません。

○鈴木（浩）委員長 これまでもなかったですか。

○池谷大井川港管理事務所長 ここ一、二年、実績はありません。

○鈴木（浩）委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第85号「大井川港コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例の制定について」については全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 以上で建設部所管の議案の審査は終了した。

暫時休憩する。

休憩（11：55～11：56）

○鈴木（浩）委員長 会議を再開する。

環境部所管の議案の審査に入る。

議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、環境部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○石田委員 27ページのごみ処理費の中の維持管理費が今燃料費だというお話だったんですけど、たしか1台ふえたんでしたっけ。ふえていないですね。じゃ、何で40万円もふえちゃったんですか。

○池谷廃棄物対策課長 今の御質問ですけれども、不燃ごみ収集車両の車検以外の修理費が、かなり経費がかかっています、そちらのほうの、特にパワーステアリングのポンプの交換で15万円ほどの修理費が、高額な修繕が発生したということ、それから、燃料費のほう、軽油のほうは値上がりしているということと、実績から今後ふえるということ増額のほうをしてあります。

○石田委員 了解いたしました。

○鈴木（浩）委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、環境部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 議第57号「平成29年度焼津市し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。（なし）

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第57号「平成29年度焼津市し尿処理事業特別会計補正予算(第1号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木(浩)委員長 議第59号「平成29年度焼津市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○鈴木(浩)委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

1つだけいいですか。

70ページの歳入のところで、公営企業会計適用債という名称があるんですけど、これ、ちょっと済みません、意味をお教えいただけますか。

○曾根下水道課長 地方公営企業法の適用が平成31年度4月1日に迎えるということで、そのための準備として、条例の改正であったり、ものによっては新設等がありますので、そういったものの業務委託の部分になります。

○鈴木(浩)委員長 わかりました。

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第59号「平成29年度焼津市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木(浩)委員長 議第84号「焼津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○鈴木(浩)委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉崎委員 せっぱ詰まったことだと思うんですが、これによる効果というか、予想効果、一番の狙いを教えてください。もう一度。

○曾根下水道課長 下水道事業においては市からの繰入金というのがございまして、それの基準外となる繰入金の縮減を図るものであります。

以上です。

○吉田環境部長 今、下水道課長のほうから話がありますけれども、下水道事業会計の場合、経費の回収率が非常に低いということで、その関係もありまして、一般会計繰入金からほぼ半分くらい、会計の半分くらいは一般会計で賄っておりまして、そのうちの基準外繰入金という、赤字補填的と言われているような、そういったものがございまして、それが2億円を超すほど現在ありまして、一度に全て解消とはいきませんので、一部でも解消して、より公営事業会計の健全化を図る必要があるんじゃないかということで、今後、さきに申し上げますとおり、地方公営企業法の適用ということがありまして、より経営状況も明らかになってまいりますので、そうした中で健全化を図るということもあ

りまして、今回このような改定をすることとしております。

○鈴木（浩）委員長 審議会の答申で、今後、5年ごとでしたっけ、たしか、料金見直し。そういうのも、今回のこの条例改正の中に何か反映されるどころってありましたっけ、条文か何かで。

○曾根下水道課長 条例そのものにつきましては、料金の見直しをこのタイミングで見るよとかいうのを明文化した部分はありません。ただ、今回の答申書にも、いろいろお諮りいただいた中での答申書の中にも書かれておりますけれども、やはりこの改定で完全に基準外の繰入金というものが解消できるわけではないものですから、引き続き5年ごとぐらいに料金そのもののあり方について検討してくださいねというのを答申いただいていますので、それを尊重して、おおむね5年たちましたら、また同じように審議会のほうを開催してお諮りいただくような形を予定しております。

以上です。

○鈴木（浩）委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第84号「焼津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 以上で環境部所管の議案の審査は終了した。

以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで建設経済常任委員会を閉会とする。

閉会（12：22）